

米国における会社形態の選択

米国において新規に事業を行なう場合に考慮すべき会社形態として、いくつかが存在している。それぞれの会社形態には有利な点と不利な点があり、その選択には、費用、時間、管理の煩雑さ、税法上の取り扱い及び法律効果の面から、慎重に検討を加えなければならない。

1. 支店 (“Branch Office”)

米国における第一のビジネス形態は、支店 (“branch office”) である。この場合、米国において新たな法人を設立する必要がない。むしろ、外国企業が、直接的に米国において事業を営むことになる。

この場合、当該外国企業は、米国の会社登録の要件とは無関係に、米国において限定的なビジネスを行なうことができる。これらの認められるビジネス活動としては、限定的な資格の下で注文を受けること、独立の事務処理を行なうこと、銀行口座を維持すること及び一定の限定的な条件の下で金銭貸借をすること等が含まれる。

しかしながら、仮に当該外国企業がこれらの限定的な範囲を超える活動をする場合には、ビジネスの行なわれる州において登録をしなければならない。登録の具体的な手続は州毎に異なっているが、通常はごく簡単な手続となっている。1回だけ登録料を支払うことが通常要求されており米国でのビジネスを継続する外国企業は、登録更新料の支払いと共に年次報告書を提出しなければならない。更に、地域によっては地方政府が登録または許可の取得を要件として定めることもあるが、その手続は比較的簡易でかつ経費もあまりかからない。

支店を通じて米国で事業を営む主たる利点は、新たな法人格を形成する必要がないという意味で、手続が単純なことである。主たる不利点は、支店を通じてビジネスを行なうことによって生じる法的責任を、本店である外国会社が免れないことである。言葉を代えて言えば、米国支店のいかなる法的責任もそれはまた本店である外国会社の法的責任となる。この理由のため、ほとんどの外国会社は、米国において支店を開設することを避けているのが現状である。

税法上の観点から言うと、本店たる外国会社が、「米国の事業に関与している」場合は、米国の法人税の対象になる。当該会社がこのような関与をしている場合、会社に対して、当該支店により発生した純収入に対して最高で35%の税金が課されることになっている。その上、米国支店の主事業により発生したのではないが、米国

BTI International Law Office

を源泉とする収入、例えば利息、株式配当、賃料には 30%の源泉徴収税が課される。米国との租税条約相手国に存在する外国会社は、この 30%の源泉徴収税は、条約により、減額されるかまたは免除される場合がある。

このような同様の税法条約の下で、当該企業が米国に「恒久的施設」を持たない場合、米国法人税が課されないことがある。しかし一般的には、米国内で実際に事業を営む如何なる外国会社も、米国に「恒久的施設」を持っていると見なされ、米国においての収入に対し、米国法人税の対象となる。

利息や株式配当支払のような米国支店から当該外国企業への支払いに対しては、30%の源泉徴収税が課されない。しかしながら、支店で得た利益として外国へ支払われたとみなされる収入（現実に支払われたかどうかは問わない）に対しては、30%の「支店利益税」が課されることがある。但し、この税金も、同様に、条約により、減額または免除されることが多い。

2. 現地法人(子会社/関連会社)

数々の理由から、外国企業が米国で活動する際の拠点として最も広く利用されているのは、子会社の形態である。

会社設立の法律・規則は、州毎に異なっている。ほとんどの州では、定款（“Articles of Incorporation”または“Certificate of Incorporation”）の作成及び提出が要求されている。定款とは、会社の名称、授権株式総数、額面、公式の通知を受領するための登録代理人（“Registered Agent”）の指定、ないし役員及び取締役の免責や責任の限度を定める条項等の会社の基本を説明するもので、一般に非常に簡潔なものである。少額の登録料が必要である。

定款の提出後、会社は、株主に対する株式の発行、取締役及び役員の選任、内部組織に関する基本決議の採用等によって設立手続を終了しなければならない。このために、付属定款（“Bylaws”）、新株引受契約書、取締役会の決議など、その他の付随的な書類も通常作成されることになっている。

子会社の主たる利点は、適切に設立・運営が行なわれている限り、その株主（親会社を含む）を責任から守ることができるという点である。会社を適切に運営するためには、次のような一定の会社の形式が遵守されることが必要である。（1）会社役員または取締役の一定の行為に関する取締役会または株主総会からの適切な承認（2）会社の運営に充分なだけの資本（3）独立の銀行口座及び財務諸表。最後に、会社は、年次報告書を提出し、毎年年間登録料を支払わなければならない。

税法上の観点からいうと、会社に対しては、全世界での収入に対して最高で 35%の米国所得税が課される。外国において所得税が課された外国を発生源とする収入に対しては、当該米国企業が、その外国での課税を控除することができる場合がある。

BTI International Law Office

米国の源泉徴収税としては、子会社から外国の親会社に対する利息、株式配当、使用料、賃料、及びその他同種の支払いに対して、（条約で減額または免除されない限り）30%が課されることになっている。仮に、子会社の資本が充実していない場合（過小資産）には、米国法によって、親会社に対する利息支払いの全部またはその一部の損金算入（または所得控除）が否認されることがある。

3. 限定責任会社（“Limited Liability Company”）

LLC と呼ばれる限定責任会社は、米国では比較的新しい会社形態であるが、最近数多く利用されている。LLC とは、通常会社とパートナーシップの中間的な形態であって、両法人格形態の利点を結合したものである。

会社と同じく、LLC は、適切な運営がなされている限り、その所有者をその法人格の経営に起因する責任から守ることができる。

又、パートナーシップと同じく、一定の要件を充足する LLC は、法人格の全ての課税可能な収入や損失をその所有者に「移転」できる場合がある。そのため、税金は所有者のレベルで一度のみ支払われることになる。通常会社の収入においては、第1に会社のレベルで、会社自身に課税され、その後、株主のレベルでも、株主に支払われた全ての配当金に対して課税がなされる。

LLC の他の利点としては、法人格の所有方法、経営方法及び財政的な事項に関しては、所有者が比較的自由に決定できることが挙げられる。通常会社形態においては、株主に生ずる全ての財政的な利益は、各株主の所有株式の割合に応じて与えられなければならない。しかし、LLC では、その必要がない。

LLC の主たる問題点は、この会社形態が米国では比較的新しい概念であることである。つまり、通常会社の場合とは異なり、LLC が法律的にも又税法上もどのように取り扱われるべきかに関して、多くの未解決事項があるからである。このことは、LLC 設立にある程度費用がかかる可能性があるということの意味する。

4. その他

米国内でビジネスを行なう方法として、他にも数多くの方法がありうる。例えば、パートナーシップ（“partnerships”）、ジョイント・ベンチャー（“joint ventures”）、代理店契約（“distributorships”）及びフランチャイズ（“franchises”）等である。それぞれの形態には、固有の要件、利点や問題点があり、選択前に十分に検討を加える必要がある。

いずれの形態を選択する場合でも、米国におけるビジネスを行なう上で必要なその他の法的な論点の検討も忘れてはならない。例えば、各地方のビジネス・ライセン

BTI International Law Office

スの取得、米国政府への適切な報告書面の提出、税・雇用問題や労災補償の取り扱い等である。

連絡先:

ポール・テイラー弁護士

BTI 国際法律事務所

5285 SW Meadows Rd., Suite 370

Lake Oswego, OR 97035

USA

Tel: 503-620-0243

Fax: 503-670-7999

Email: ptaylor@btlaw.com

Website: www.btilaw.com

ご連絡はどうぞ英語でも日本語でも構いません。

BTI International Law Office

移民法（ビザ）

米国市民以外の全ての者は、アメリカ合衆国に入国するためには、米国移民法及びその規則を遵守しなければならない。本小冊子は、米国移民法が外国企業に適用される場合に関して、基本事項を説明したものである。

外国人がアメリカ合衆国に入国するためのビザは、非移民ビザ(nonimmigrant visas)及び移民ビザ(immigrant visas)の2つのカテゴリーに分けることができる。非移民ビザによって、米国市民でない者は、一時的に米国内に居住をすることができる。移民ビザは通常「グリーン・カード」と呼ばれるが、これによって、米国市民でない者は、永住権(permanent residency)（期間の限定なしに米国に居住をし、労働をする権利）が与えられる。以下では、両者のビザを説明する。

1. 非移民ビザ(Nonimmigrant Visas)

非移民ビザには多くの種類があるが、以下では、従業員を米国に派遣しなければならない外国企業にとって重要なビザを取り上げる。

1.1 ビザ・ウェーバー・プログラム(Visa Waiver Program)

ビザ・ウェーバー・プログラム（査証免除制度）特定のビザの取得を要請しない制度）によると、日本及びその他のいくつかの指定された国から米国を訪れる者は、ビザなしで一時的に入国することができる。この制度が適用されるためには、訪問者は、この制度が指定する国（日本も含まれる）の市民であることが必要である。この制度によると、90日を越えない期間、米国に滞在することができるが、その期間は米国の企業または米国人に雇用されてはならないし、それらの者から報酬を受けてもならない。なお、この制度によって米国に入国した場合、滞在期間の延長も認められないし、他のビザへの変更も認められない。

1.2 B ビザ

6ヶ月を超えない期間、商用目的または観光目的で、米国に入国希望する者は、海外の大使館または領事館でのBビザの取得を考慮するべきであろう。商用目的の場合にはB-1ビザが、観光その他の娯楽を目的とする場合にはB-2ビザが発行される。Bビザを取得するためには、帰国後戻るべき永住目的の住所（permanent residence）を米国外に有することが必要である。更に、Bビザを有する者は、米国内において商業活動を行なうことができるが、米国企業または米国人に雇用されてはならないし、報酬（宿泊その他の実費を除く）を受けることも出来ない。しかし、Bビザを有する者は、顧客との会議、契約交渉、一般的な商用会議ならびにイベントへの出席、事業締結者との会議及びアメリカにおけるオフィス開設準備等の事項を行なうことはできる。

BTI International Law Office

1.3 E ビザ

米国は約 70 か国との間で条約を締結しており、それぞれの国と米国とのビジネスを容易にするために、その市民の米国への入国を認めている。このための E ビザとしては、日米間で取引のある「条約貿易家」(treaty trader)に適用される E-1 ビザと、米国に実質的な投資を行なう「条約投資家」(treaty investor)に適用される E-2 ビザの 2 種類のビザがある。いずれのビザにおいても、E ビザが認められるのは、外国企業の経営管理者・管理職で、その企業を代表して米国に一時的に入国する必要のある者、及び企業の効率的な運営に必要不可欠な特殊技術 (special skills) を有する者に対して発給される。

E ビザの申請には、米国外に在住する申請人は、詳細な申請書を在住する国の米国大使館または領事館へ提出しなければならない。米国内に他のビザにて滞在している申請人は、米国大使館または領事館へ提出する代わりに、米国内の適切な移民局地域サービス・センター (Bureau of Citizenship and Immigration Services Regional Service Center) に申請書を直接提出する方法も可能である。提出先が大使館または移民局に関わらず、申請書には、条約貿易者または投資家及び米国に派遣する従業員に関する各種の情報を記載しなければならない。通常、E ビザは最初 3 年間ないし 5 年間を有効期間として発給されるが、条約貿易者または投資家の必要に応じて何回でも更新することができる。

1.4 H ビザ

米国内の一時的労働者のための H ビザには、数種類のタイプがある。H-1B ビザは、専門的職業で一時的に労働するため米国への入国を希望する外国人によく利用されているビザである。E ビザや以下に述べる L ビザとは異なり、H-1B ビザの所持者は、特別職業的な専門分野に必要な高度な専門知識を有し、仮に海外の活動と何等関係のない場合であっても、米国のビジネスのために労働することができる。H-1B ビザを取得するためには、申請者は米国の学士の資格 (bachelor) に相当する専門家 (professional) でなければならない。一定の場合には、海外における特殊な訓練または専門職の経験があれば、学士の資格に代替することもありうる。

H-1B ビザの申請には、申請人は、最初にその地域を管轄する米国州労働局及び米国労働省に対して、その給与額が米国内のその特定の地域における当該職種の平均的な給与額以上である旨を立証する申請書を提出しなければならない。その後、決定を受けるため、申請人は、米国内の適切な移民局地域サービス・センターに詳細な申請書を提出しなければならない。一旦承認を受けると、米国外にいる申請人は、海外の米国大使館または領事館においてビザを取得するか、必要条件が満たされている場合には、米国内でビザの変更をしなければならない。H-1B ビザは、通常、最初 3 年間を有効期間として発給されるが、米

BTI International Law Office

国の雇用者の要請があるときは、最高で6年まで延長することができる。

1.5 L ビザ

Lビザは、経営管理者・管理職または特殊技能従業員（specialized employee）を米国の関係会社に派遣することを考慮している外国企業にとって適切なビザである。Lビザの資格としては、申請人は、過去3年間の内、少なくとも1年間は、労働を予定している米国企業の関連会社である外国企業において、経営管理者・管理職または特殊技能を必要とする地位に就いて労働した経験を有していなければならない。

Lビザを取得するためには、申請人は、最初に外国雇用者、米国関連会社及び申請者個人の資格を詳細に説明する申請書を、米国内の適切な移民局地域サービス・センター（BCIS）に提出しなければならない。一旦、BCISで承認を受けると、海外の米国大使館または領事館においてビザを取得するか、米国内でビザの変更をしなければならない。通常、Lビザは期間として3年間（米国で新たに事業を始める場合には1年間）を当初の有効期間として発給されるが、最長で7年（特殊な知識を要する従業員については5年）まで延長することができる。

1.6 その他の一時在留用のビザ

その他にも、米国への入国を希望する外国人が利用できる一時在留用のビザが何種類か存在する。これらの中には、学生用のFビザ、短期労働者用のH-2Bビザ、職業訓練受講者のためのH-3ビザ、交換留学生用のJビザが含まれる。それぞれのビザには、固有の要件及び手続きが定められている。

2. 移民ビザ（Immigrant Visas）

移民ビザは、次の3種類、雇用関係に基づくもの、家庭関係に基づくもの、政治的理由に基づくもの（亡命者）に分類されている。それぞれの種類は、更に優先順位に従って細分化されている。一般的に、優先順位が高いほど、移民ビザ発給までの事務処理の時間が短いという傾向がある。以下では、更に5つに細分化されている雇用関係に基づくビザを説明する。

2.1 第1順位（First Preference）：優先的労働者

一定の個人は、この「第1順位：優先的労働者（Priority Worker）」移民ビザを取得することができる。外国企業に関係するものとしては、米国にある関連会社で働くために米国に派遣された多国籍企業の経営管理者・管理職のための第1順位ビザである。このビザは、先に言及したLビザに非常に類似している。このビザの資格を有するためには、当該労働者は過去3年間の内少なくとも1

BTI International Law Office

年間は、労働を予定している米国企業の関連会社である外国企業で働いた経験がなければならない。更に、当該労働者は、当該会社において実質的な責任を有する経営管理者・管理職でなければならない。Lビザとは異なり、移民ビザは、経営管理者・管理職ではないが特殊な知識を有する労働者（Lビザは可能）には与えられない。

このビザは、更に、化学、芸術、教育、事業またはスポーツの分野で並外れた能力（extraordinary ability）を有する個人や、傑出した教授並びに研究者に対しても与えられる。

このビザの取得手続きは、以下の2段階からなっている。第1段階として、申請人は、申請者個人に関する情報、及び（必要な場合には）申請人の海外及び米国の雇用主に関する情報と共に、米国内の適切な BCIS 事務所に申請書を提出しなければならない。一旦、承認を受けると、申請人は、海外にある米国大使館または領事館よりビザを入手するか、または申請人が米国内にいる場合には、各地の BCIS 事務所においてビザの変更をしなければならない。いずれの場合も、申請人は、現実にビザを入手する前に、各種の追加的文書及び情報を提出しなければならない。この第1順位でのビザの発給は、米国議会の定める枠の範囲内で行われることになってはいるものの、今日までのところ、第1順位ビザの資格のある者は、申請の承認と同時に変更申請または地位の調整をすることが出来ている。

2.2 第2順位（Second Preference）：卓越した能力

第2順位移民ビザは、卓越した能力（extraordinary ability）を有する外国人または高等学位（advanced degrees）を有する外国人に与えられる。このビザの資格を得るためには、申請人は、特定の専門分野での卓越した能力を有するか、または米国の学士相当を超える学位を含む高等学位を有していなければならない。

このビザの取得手続きは、以下の3段階からなる。第1段階として、申請人は、米国労働省より証明書を入手しなければならない。これは、米国で雇用者となりうる者は、まず第一に、当該募集職位に資格のある米国人労働者からの採用を試みなければならないという時間のかかる手続きである。その職位に資格のある米国人労働者を見つけられない場合には、第2段階として、米国雇用者が、米国内の適切な地域にある BCIS に申請書を提出する。一旦、その承認が受けられると、第3段階として、申請人が海外の米国大使館または領事館からビザを入手するかまたは米国各地の BCIS においてビザの変更を行わなければならない。いずれの場合にも、申請人は、現実にビザを入手する前に、各種の追加的文書および情報を提出しなければならない。同時に、米国議会は第2順位ビザに一定の枠を与えているため、ビザが発給されるまでまたはビザの変更に調整がなされるまで、一定期間待たなければならない結果となっている。

BTI International Law Office

2.3 第3順位 (Third Preference)

第1順位ビザまたは第2順位ビザに該当しない労働者は、第3順位ビザの資格を有することもありうる。第3順位ビザは、高等教育の資格高等学位 (advanced degrees) を有しない専門家、熟練労働者 (skilled workers)、その他の労働者のためのものである。高等学位を有しない専門家に適用されるには、申請人は、一定分野の専門家の一人であること及び米国の学士 (bachelor) に相当する資格を有することが必要である。熟練労働者に適用されるには、その個人申請人は、少なくとも2年間、特定の職の訓練を受けたことまたはその経験を有していなければならない。「その他の労働者」とは、上記のカテゴリーに該当しない全ての労働者である。

第3順位ビザの申請手続きは、第2順位ビザの手続きに類似している。第1に、申請人は、求職活動の努力をした後で、証明書を米国労働省から入手しなければならない。第2に、申請人は適切な BCIS に申請をしなければならない。第3に、申請人は各地の BCIS においてビザを取得することになる。

2.4 その他の移民ビザ

この他にも、ビジネスに関連して発給される移民ビザが存在する。例えば、第5順位の投資家ビザがそれに該当する。このビザは、米国内の新規または既存の企業に対して少なくとも100万ドル (但し、特定の発展が遅れている地域や失業率の高い地域においては、50万ドル) を投資し、少なくとも10人以上の米国人従業員を雇用する個人または企業が入手可能である。

連絡先:

ポール・テイラー弁護士

BTI 国際法律事務所

5285 SW Meadows Rd., Suite 370

Lake Oswego, OR 97035

USA

Tel: 503-620-0243

Fax: 503-670-7999

Email: ptaylor@bttilaw.com

Website: www.bttilaw.com

ご連絡はどうぞ英語でも日本語でも構いません。